

## 生ごみ分解処理容器のモニターを募集します

各家庭で出る生ごみの減量に取り組むため、生ごみ分解処理容器「ミニ・キエーロ」を使って生ごみを処理し、使用後にアンケートに回答してもらえ方を募集します。夏休みの自由研究にもおすすめです。説明会で器具を配布し、使用した器具は、アンケート終了後進呈します。



**説明会** 7月16日(金)・17日(土)11:00～12:00、13:00～14:00  
のいずれか1回

中央コミュニティセンター10階

**対象** ①市内在住の小学生と保護者、②①以外で市内在住の方

**定員** ①50組、②25組 \*1世帯につき1組まで

**申込方法** 7月5日(月)までに電子申請で。申込書(廃棄物対策課で配布。ホームページから印刷可)を、〒260-8722千葉市役所廃棄物対策課へ郵送、FAX、[haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp](mailto:haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp)も可。

詳しくは、[千葉市 ミニ・キエーロ](#)

**問** 廃棄物対策課 ☎245-5236 FAX245-5624

## 救命講習会に参加しましょう

いざというときに慌てないために救命処置などを学んでおきましょう。

### ①普通救命講習会

成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法、気道異物除去法、止血法を学びます。

### ②普通救命講習会Ⅲ

小児、乳児に対するAEDを用いた心肺蘇生法、気道異物除去法、止血法を学びます。

### ③普通救命講習会(WEB講習会)

インターネットで事前に学習して講習時間を短縮できます。

### ④上級救命講習会

①、②の内容に加え、外傷の手当て、搬送法を学びます。

### ⑤上級救命再講習会

普通救命講習会に準じた内容で、救命処置の内容を再確認します。

### ⑥パパ&ママ救命教室

乳児に対する心肺蘇生法、気道異物除去法を学びます。

講習	日時	会場	定員
①	8/3(火) 13:30～16:30	救助救急センター	各先着5人
	8/5(木) 9:00～12:00	セーフティーちば	
	8/6(金) 9:00～12:00	花見川消防署	
	8/10(火)13:30～16:30	救助救急センター	
	8/12(木) 9:00～12:00	セーフティーちば	
	8/22(日)13:30～16:30	救助救急センター	
	8/27(金)13:30～16:30	稲毛消防署	
②	8/7(土) 9:00～12:00	セーフティーちば	先着5人
③	8/26(木)18:30～20:00	セーフティーちば	先着5人
④	8/28(土) 9:00～17:00	セーフティーちば	先着5人
⑤	8/8(祝) 9:00～12:00	セーフティーちば	各先着5人
	8/23(月)13:30～16:30		
⑥	8/21(土)10:30～11:15、 14:30～15:15	救助救急センター	各先着5組

**対象** 中学生以上の方。⑤は④を修了した方、⑥は1歳未満の子どもをもつ保護者

**料金** ④1,000円

**申込方法** 電話で、防災普及公社へ。ホームページからも可。

[千葉市 救命講習](#)

**問** 防災普及公社 ☎248-5355 FAX248-7748

## 国民年金保険料の免除

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の方が保険料を納め、原則65歳から受け取れる公的年金です。万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金にも、保険料が充てられています。

### 納付が困難な方は免除制度などの利用を

国民年金保険料の支払いをせず未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金などを受け取れない可能性があります。

失業や経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる、保険料免除制度や納付猶予制度(50歳未満)があります。

申請は、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって行えます。

**申請方法** 申請書(区役所、年金事務所で配布。ホームページから印刷可)に必要書類を添付して郵送。直接持参も可。

申請先や必要書類など詳しくは、[千葉市 国民年金保険料免除](#)

**問** 千葉年金事務所(中央・若葉・緑区) ☎242-6320

幕張年金事務所(花見川・稲毛・美浜区) ☎212-8621

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 FAX221-2680 花見川 ☎275-6278 FAX275-6371

稲毛 ☎284-6121 FAX284-6190 若葉 ☎233-8133 FAX233-8164

緑 ☎292-8121 FAX292-8160 美浜 ☎270-3133 FAX270-3193

## LGBT電話相談

日常生活でLGBT当事者やその周囲の方が抱える性自認や性的指向が関係する悩みなどを、電話で相談できます。

自分の性別に違和感がある、同性を好きになったなど、一人で悩まず気軽にご相談ください。

**相談時間** 第3日曜日14:00～18:00(相談日ごとに1人1回30分まで)

**相談専用番号** 245-5440

\*匿名・通称名での相談可

**問** 男女共同参画課 ☎245-5060 FAX245-5539



## 心身障害者の医療費を助成

心身に重度の障害のある方の医療費を、保険診療の範囲内で助成しています。助成を受けるには、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へ申請し、受給券の交付を受ける必要があります。

**対象** 次のいずれかの手帳をお持ちの方

\*2015年10月以降に65歳以上で新たに重度の障害者になった方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合は対象外

・身体障害者手帳(1級または2級。内部障害は3級も)

・療育手帳(A～Bの1)

・精神障害者保健福祉手帳(1級)

**助成方法** 医療機関で健康保険証と受給券を提示して、無料または費用の一部負担(所得により負担額が異なる)で受診。

### 受給券の更新

市で所得を調査し、資格があることを確認できた方には、9月中旬に更新後の受給券などを郵送します。

所得が確認できない方には、7月下旬に案内を郵送しますので、8月16日(月)までに必要書類を、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へ郵送または持参してください。提出がない場合、10月分以降の助成が受けられません。

**問** 保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462 稲毛 ☎284-6140

若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150 美浜 ☎270-3154

障害者自立支援課 ☎245-5173 FAX245-5549